税

問合先　税務課

市・府民税 第2期分の納期限は9月1日㈪です。忘れずに納めましょう。

泉南府税事務所からのお知らせ

個人事業税の納税通知書と第1・2期分の納付書を送付します。各納期限までに納めてください。

※年間税額が1万円以下の場合は、第1期分の納付書のみです。

●第1期分納期限…9月1日㈪
●第2期分納期限…12月1日㈪

納付場所・方法

●口座振替
●府の指定金融機関または収納代理金融機関
●府内の各郵便局
●コンビニエンスストア、MMK設置店
●泉南府税事務所（9月30日㈫で原則取扱終了）
●「地方税統一QRコード（eL-QR）」に対応した金融機関
●「地方税統一QRコード（eL-QR）」に対応したスマートフォン決済アプリ
●「地方税お支払サイト」を利用した納付

※「地方税お支払サイト」を利用し、クレジットカード納付、ペイジー納付（ATM、インターネットバンキング）ができます。

▶地方税お支払いサイト

問合先　泉南府税事務所（☎439・3601）

※詳しくは府ホームページをご覧ください。納税が困難な場合は納税の猶予制度がありますので、早めに相談してください。

▶府ホームページ

©2014 大阪府もずやん

国民健康保険

問合先　国保年金課

泉佐野市国民健康保険料納付勧奨等コールセンター

「泉佐野市国民健康保険料納付勧奨等コールセンター」では、業務委託を受けた民間企業のオペレーターが、電話で次の業務を行っています。

●納付の勧奨、口座振替の推進…国民健康保険料・後期高齢者医療保険料などを納め忘れている人へ納付を呼びかけます。

●特定健診やジェネリック医薬品の案内…特定健診の受診勧奨やジェネリック医薬品の利用勧奨を行います。

還付金詐欺にご注意ください

市役所の職員やコールセンターのオペレーターが、ATM機（現金自動預け払い機）を利用した現金振込をお願いすることや、キャッシュカードの暗証番号をお伺いすることは、一切ありません。

加入・脱退の届け出

■加入・脱退の届出は14日以内に

国民健康保険に加入している人が、就職や扶養認定されるなど社会保険に加入した場合、国民健康保険を脱退する必要があります。勤務先の新しい資格確認書等と国民健康保険証等を持参し、届出をしてください。

また、勤務先を退職して健康保険の任意継続をしなかった場合や、扶養から外れるなど社会保険の資格を喪失した場合は、国民健康保険に加入することになります。勤務先で加入していた健康保険の資格喪失証明書を持参し、喪失日（＊）から14日以内（厳守）に届出をしてください。

国民健康保険への加入は、直前に加入していた健康保険の喪失日までさかのぼります（最長2年）。保険料も届出月ではなく加入月（資格取得月）から負担することになり、届出が遅れた期間は保険での医療費負担も原則できませんので注意してください。

（＊）喪失日…健康保険の資格が切れた日

※マイナ保険証の普及（従来の保険証の廃止）により今後、手続き方法が変わる可能性があります。手続きが変更となる場合にはお知らせします。

■「任意継続制度」って？

勤務先の健康保険に一定の加入期間があれば、退職後も2年間を限度に継続加入できる制度です。保険料は会社負担分も含めた額（限度額あり）です。退職日の翌日から20日以内（厳守）に全国健康保険協会大阪支部または勤務していた会社の健康保険組合で手続きをしてください。退職する場合は、国民健康保険と任意継続のどちらを選択するのかをよく検討してください。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料
夜間納付相談

保険料の納付および納付相談窓口を設けていますので、利用してください。

日時　8月21日㈭
午後5時30分～8時
※受付：午後7時30分まで

場所・問合先　国保年金課

国民年金

問合先　国保年金課

申請免除・納付猶予

7月～来年6月分の国民年金保険料「申請免除」「納付猶予」の申請を受け付けています。

※昨年度に継続申請が承認されている場合、申請の必要はありません。詳しくは広報7月号をご覧ください。

産前産後免除

国民年金第1号被保険者（任意加入は除く）の人で平成31年2月1日以降、妊娠85日（4ヵ月）以上で出産した人、または出産予定の人（死産、流産、早産も含みます）が届出をすると、出産（予定）月の前月から4ヵ月分（多胎の場合は出産〔予定〕月の3ヵ月前から6ヵ月分）の国民年金保険料が納付されたものとして年金額に反映されるほか、任意で付加年金もかけることができます。

対象の人は、国保年金課窓口にお越しいただくか、マイナポータルを利用した電子申請で手続きしてください。手続きは出産予定日6ヵ月前から、出産後はいつでもできます。

必要書類　マイナンバーカードまたは基礎年金番号のわかる書類

※出産前などの人は、出産予定日などが確認できる母子健康手帳なども必要です。また、状況により他の書類が必要になる場合があります。詳しくは、国保年金課窓口または日本年金機構ホームページで確認してください。

▲日本年金機構ホームページ

介護保険

問合先　介護保険課

介護保険施設における負担限度額が変わります

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する人の居住費・食費について、低所得の人への助成（補足給付）を行っています。

※補足給付は、世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が市町村民税非課税の場合が対象です。

令和7年8月利用分から、令和6年に支給される老齢基礎年金（満額）が80.9万円になったことを踏まえ、利用者負担段階の基準額が80万円から80.9万円へ変更となりました。

令和7年8月利用分からの居住費の負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	課税状況等	預貯金等	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	単身1,000万円 夫婦2,000万円 以下	880円	550円	550円 (380円)	0円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80.9万円以下の人	単身650万円 夫婦1,650万円 以下	880円	550円	550円 (480円)	430円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80.9万円超120万円以下の人	単身550万円 夫婦1,550万円 以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円超の人	単身500万円 夫婦1,500万円 以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円

※（　）内は介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の金額です。世帯や夫婦には世帯分離している配偶者や事実上の婚姻関係にある場合も含みます。第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）については、預貯金等の額は利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下の場合に対象となります。なお、生活保護受給者に預貯金等の所得要件はありません。